

事 務 連 絡
令和2年4月24日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、
養成所及び養成施設等における実習の実施にあたっての留意事項
及び感染防護具等の物資提供協力依頼について

新型コロナウイルス感染症拡大による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域が全国47都道府県とされたところです。

このことを受け、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）における実習の実施にあたって留意いただきたい事項を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた取組の強化に加え、今後の感染者数の更なる増加に備えた地域の医療提供体制の整備が急務となっています。こうした各種対策において、医療現場における感染防護具等の不足が逼迫した課題の一つとなっています。

つきましては、学校養成所等の感染防護具等の医療現場への物資提供による支援について、下記のとおり貴団体の会員校等の皆様に対し、ご協力くださるようご周知をお願いいたします。

記

1. 実習の実施時期、期間、内容等の調整

- (1) 学校養成所等における実習については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）の記1（3）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、「実習施設等の代替が困難である場合には実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと」としております。

新型コロナウイルス感染症の対応により実習施設の業務負担が大きくなること

も想定されるため、令和2年度においては、必要に応じて、春から夏に予定していた実習を秋以降に予定されている他のカリキュラムと組み替える等の取組を検討していただきますようお願いします。

加えて、今年度の実習施設における学生の受入数が制限される場合は、卒業年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただくよう配慮してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応により実習施設においては、通常時と同様の実習を行うことが困難な場合も想定されます。実習の内容、方法等については受け入れ先の実習施設と相談の上、弾力的に対応していただきますようお願いします。なお、弾力的に対応した場合であっても、必要な知識及び技能を習得できるよう配慮ください。

2. 学生への事前指導

- (1) 実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただきますようお願いします。実習中は、これらに加え、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着するなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただきますようお願いします。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導していただきますようお願いします。
- (3) 実習施設における感染症対策の取組について十分に理解させた上で実習に参加させていただきますようお願いします。
- (4) 実習中は受入先である実習施設における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習施設と相談の上、患者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただきますようお願いします。

3. 病院等への感染防護具等の物資提供による支援について

- (1) 学校養成所等において、教材として保有する感染防護等に係る備品等を病院等の実習施設（以下「病院等」という。）に提供いただきますようお願いします。なお、感染防護具等の提供は、学校養成所等の実状に応じて、病院等と相談の上、実施下さい。

※想定される感染防護具等について

サージカルマスク、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド、プラスチックエプロン、袖付きガウン、手袋、シューガード、手指衛生に使用する消毒剤、等

- (2) 今回の物資提供により教材が不十分となった場合については、できる限り教育内容を縮減することなく、必要な教育が行われるよう、教育方法の工夫等を講じていただきますようお願いします。